

那須塩原市業務継続計画

(Business Continuity Plan)

～感染症編～



令和8（2026）年6月
那須塩原市

目 次

1	本計画の目的	1
2	本計画の対象とする感染症	1
3	「業務継続計画（震災編）」との区別	1
4	被害の想定	1～2
5	業務継続の基本方針	2
6	業務の分類	2～3
	(1) 業務の単位	
	(2) 分類の区分	
	(3) 分類に当たっての留意点	
	(4) 各部局における業務の分類	
7	発動決定までの流れ	3
8	人員、物資等の確保	4
	(1) 人員体制の確立	
	(2) 物資・サービスの確保	
9	職場等における感染予防	4
10	市民等への周知	4

【附属資料】

各所属の業務分類表	5～86
企画部、総務部、市民生活部、環境戦略部、保健福祉部、子ども未来部、 産業観光部、建設部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局・監査委員事務局、 農業委員会事務局、上下水道部、教育委員会	

1 本計画の目的

新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザ等感染症に代表されるような社会的影響の大きい感染症が発生し、市内でまん延した場合であっても、市は感染症対策に関する業務はもとより、行政機能の維持、市民生活及び社会・経済活動の安定等に必要な業務を円滑に継続するとともに、市民や関係機関への支援や情報提供を適時適切に行うことが求められる。

しかしながら、社会的影響の大きい感染症が市内でまん延した場合においては、本人や家族への感染、家族の看護といった様々な理由により出勤できない職員が増加し、又は感染症対策のための業務が増加するなどして、平常時と同じ水準で市役所業務を継続することが困難となることが予想される。

本計画は、上記のような職員出勤率の低下等の状況を踏まえ、限られた人員で優先的に実施する業務又は縮小する業務等についての方針をあらかじめ定めておくことにより、行政機関として必要不可欠な業務を滞りなく執行できるよう考え方を整理しておくためのものである。

2 本計画の対象とする感染症

本計画の対象とする感染症は次に掲げるとおりとし、本計画では総称して「感染症」という。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- (2) 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症で、その感染力の強さ等から新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの
- (3) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さ等から新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの
- (4) その他、当該感染症のまん延により市民の生命又は健康に重大な影響を与えると判断できるもの

3 「業務継続計画（震災編）」との区別

「業務継続計画（震災編）」との間では、市の行政機能の維持という共通の目的や方針が存在し、その手法にも共通する要素が見られるが、感染症対策との関係においては、被害の様態やそれを踏まえた対応が異なることから、それぞれの業務の特徴を踏まえ、別個の業務継続計画として策定することとする。

4 被害の想定

本計画は、那須塩原市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）における被害想定に基づき作成する。

なお、感染症の流行規模や被害の程度は、感染力、潜伏期間、重症化率など様々な要素により影響を受けるものであることから、被害の想定は状況に応じて適宜適切かつ柔軟に行うものとする。

表1 被害の想定

項目	想定
り患率	全市民の25%が罹患する。
感染拡大状況	地域ごとの流行期間は約8週間（ピークは約2週間）。感染者は7日から14日程度の病気休暇を要する。
社会への影響	事業の休止、物資の不足、物流の停滞等による経済活動の大幅な縮小のほか、学校や保育施設の臨時休業、外出自粛等による社会活動の縮小など、各分野に様々な影響が生じる。
出勤不能率	最大40%の職員が出勤不能となる。
想定される出勤不能理由	<ul style="list-style-type: none"> ・職員本人の感染による病気休暇 ・感染者との濃厚接触による休暇 ・感染した家族の看護又は介護のための休暇 ・学校、保育園等の臨時休業に伴う子の監護のための休暇

5 業務継続の基本方針

「4 被害の想定」に示した状況等により、多数の職員が出勤不能となる場合にあっても、必要な人員を確保し、適切な意思決定により市役所業務を継続しなければならない。

職員の生命、健康及び生活を守りつつ、職場における感染防止対策を徹底するとともに、必要な業務の絞り込みや、不急な業務の中止、縮小、延期、中断等により、限られた人的資源を必要な業務に集中させることとする。

各所属においては、次の「6 業務の分類」に基づき、所管業務の分類を行うものとする。

なお、不急の業務であっても、業務の中止、縮小等により、市民、事業者、関係団体等に影響を及ぼすことも予想されるため、十分な周知又は協議を行うとともに、当該感染症に関する新たな知見が得られたとき、行動計画に変更があったとき、組織改編が行われたとき、事務分掌に変更があったとき等、状況に応じて適宜見直しを行うものとする。

6 業務の分類

(1) 業務の単位

業務の分類に当たっては、那須塩原市行政組織規則等¹で定める各組織の事務分掌を単位として整理する。

1 那須塩原市議会事務局処務規程、那須塩原市行政組織規則、那須塩原市会計管理者の権限に属する事務及び市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則、那須塩原市選挙管理委員会規程、那須塩原市監査委員事務局処務規程、那須塩原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則、那須塩原市農業委員会事務局処務規程及び那須塩原市水道事業及び下水道事業管理規程

(2) 分類の区分

分類する業務の区分については、その優先度等に応じて、次の【A】～【D】の4つの区分に分類する。

【A】強化・拡充業務

☞ 当該感染症の発生又は対策の実施に伴い増加する業務

【B】継続業務

☞ 市民の生命や健康の維持に必要な不可欠な業務であって、縮小、中断等を行うことにより市民生活、社会・経済活動、市民の生命・身体・財産等に重大な影響を与えるもの

☞ 法令等で定められており、市の判断で縮小や休止ができない業務

☞ 上記業務を継続するための環境を維持するための業務

【C】縮小業務

☞ 休止や中断はできないが、一定期間、規模を縮小し、又は処理方法の工夫により業務量を縮小することが可能な業務

☞ 感染拡大防止等の観点から、縮小することが望ましい業務

【D】休止・中断業務

☞ 緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、休止や中断が可能な業務

☞ 感染症流行の収束後に先送りすることが可能な業務

☞ 感染拡大防止等の観点から、休止・中断することが望ましい業務

(3) 分類に当たっての留意点

業務の分類（特に縮小、休止等）に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 業務の縮小、休止等による社会的影響

- ・ 特定の市民、地域、企業、各種団体等に不公平や不利益が生じるか。
- ・ 市民の生命、財産、安全等の保持に支障があるか。
- ・ 行政機能の維持に支障があるか。

イ 法令上の影響

- ・ 法令上の処理期限や業務実施の義務付けがあるか。

ウ 業務再開時の影響

- ・ 休止や中断をした業務を再開する際に何らかの支障があるか。

（また、真に再開の必要はあるか。）

(4) 各部局における業務の分類

各部局における業務の分類については、附属資料「業務分類表」のとおりとする（業務の分類に当たり想定する被害の状況については、「4 被害の想定」の表1のとおりとする。）。

なお、この業務分類は事務分掌単位の大まかな分類となるため、各部局においては、業務分類表に基づき具体的な業務計画、マニュアル等を作成し、又は実施方針や考え方を整理しておくなど、必要に応じて個別に検討を行うものとする。

7 発動決定までの流れ

市職員の感染等による業務への影響は、全庁的なものとは限らず、特定の部局となることが見込まれることから、業務継続計画（BCP）の発動については、部局長が現行業務の

遂行ができない、又は見込めないと判断した際に、本部会議等²に諮り本部長（市長）が決定する。

8 人員、物資等の確保

(1) 人員体制の確立

ア 人員の確保

各所属において、業務の縮小、休止、中断等を行ってもなお人員に不足が生じる場合には、所属部局内において所属間の人員調整を行うものとする。

イ 指揮命令系統の明確化

各部局及び各所属は、決裁権者が感染し、出勤不能となる場合も想定し、那須塩原市決裁規程等に定める代決の規定に基づき、迅速に事務を執行できるよう代決者や意思決定ルートを明確にしておく。

(2) 物資・サービスの確保

各所属は、施設管理、設備保守点検、清掃、消毒等の業務のほか、各種消耗品や衛生用品の調達等、常時確保しなければならない物資やサービスの安定供給について、事業者や関係団体に対し、あらかじめ協力を要請しておく。

特に、感染拡大の状況下では、不確実な情報や流言（デマ）により特定の物資やサービスの需要が急増し、（とりわけ生活必需品の）供給体制が崩壊する恐れがあることから、物資の備蓄等については平時から十分に検討しておく。

9 職場等における感染予防

職場内外における感染予防や感染リスク低減のため、職員一人一人が次の点に十分留意するものとする。

- ・こまめに手洗い、手指消毒、うがい等を行い、併せてマスク着用等による咳エチケットを徹底する。
- ・症状がある場合には出勤を控え、早期受診及び早期治療に努める（執務中においても症状がある場合には早退する。）。
- ・人が多く触れる場所、細菌やウイルスが多く付着していると思われる場所等については、消毒用エタノールや塩素系消毒液による消毒を行うなど、施設ごとに衛生管理を徹底する。

10 市民等への周知

市役所業務の縮小、休止、中断等の情報は、市民にとって極めて重要なものであり、十分な周知を行う必要があることから、感染症対策に関する情報はもとより、業務の縮小等に関する情報についても、市ホームページ、メール配信サービス（みるメール）、広報、新聞折込、SNS等を活用し、速やかに、かつ分かりやすく情報提供するとともに、1人でも多くの市民に周知できるよう情報伝達方法についても随時検討を行うものとする。

また、市民のほか、地域、企業、関係団体等に対しても、十分な周知と併せて、業務の縮小等に対する理解と協力を求める。

² 那須塩原市新型インフルエンザ等対策本部条例の規定に基づき設置された対策本部会議及びその他感染症対策のために設置された対策本部会議

附属資料

各所属の業務分類表

業 務 分 類 表

部局名	企画部	想定出勤者数	13人
所属名	企画政策課	所属職員数	21人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。
 ※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・市の情報発信の推進に関する事。 ・ホームページ、メール配信サービス及びソーシャルネットワーキングサービスの管理に関する事。 ・報道機関との連絡調整に関する事。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画に関する事。 ・庁議、部長会議及び調整会議に関する事。 ・部、課の庶務に関する事。 ・ふるさと寄附金に関する事。 ・基幹統計調査及び各種統計調査に関する事。 ・統計資料の管理及び保存に関する事。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・市政の総合的な企画及び調整に関する事。 ・総合計画審議会に関する事。 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事。 ・定住自立圏の総合調整に関する事。 ・那須地域定住自立圏共生ビジョン懇談会に関する事。 ・新市建設計画の調整に関する事。

- ・土地利用計画の総合調整に関するこ・行政評価に関すること。
- ・まちづくり事業の総合調整に関すること。
- ・那須地区広域行政事務組合との総合調整に関すること。
- ・首都機能移転の促進に関すること。
- ・シティブランディングに関すること。
- ・移住及び定住の促進に関すること。
- ・移住促進センターに関すること。
- ・その他企画調整に関すること。
- ・公共施設等総合管理計画に関すること。
- ・資産活用の総合調整に関すること。
- ・民間活力導入の総合調整に関すること。
- ・地方分権の推進に関すること。
- ・水資源総合調整に関すること。
- ・市統計書の発行に関すること。
- ・統計調査員に関すること。
- ・統計調査を推進する団体の育成、支援又は連絡調整に関すること。
- ・行政データの収集及び運用に関すること。
- ・広報誌の編集及び発行に関すること。
- ・広聴事業に関すること。
- ・市章、市旗、市歌、市花、市木等に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	企画部	想定出勤者数	7人
所属名	デジタル推進課	所属職員数	12人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・電算室の管理に関すること。 ・情報ネットワークの管理及び運営に関すること。 ・電算システムの管理及び運用に関すること。 ・情報機器の管理及び運用に関すること。 ・地域の情報ネットワークの整備及び維持管理に関すること。 ・情報セキュリティの確保及び対策に関すること。 ・課の庶務に関すること。
【C】縮小業務
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・DX及びデジタル化の総合的な企画及び調整に関すること。 ・DX推進戦略の調整及び進行管理に関すること。 ・マイナンバー制度の総合調整に関すること。 ・地域のDX及びデジタル化の促進に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	企画部	想定出勤者数	2人
所属名	秘書課	所属職員数	4人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
<ul style="list-style-type: none"> ・秘書業務に関すること。
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・特別職の事務引継ぎに関すること。 ・課の庶務に関すること。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・儀式、交際及び表彰（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 ・市長特命事項の調査及び調整に関すること。
【D】休止・中断業務

業 務 分 類 表

部局名	企画部	想定出勤者数	7人
所属名	那須塩原駅周辺整備室	所属職員数	11人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。
 ※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
・室の庶務に関する事。
【C】縮小業務
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・那須塩原駅周辺のまちづくり及び整備に関する事。 ・新庁舎の建設に関する事。

業 務 分 類 表

部局名	総務部	想定出勤者数	9人
所属名	総務課	所属職員数	16人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例、規則等の制定及び改廃に関する事。 ・ 公告式に関する事。 ・ 議会の招集及び議案に関する事。 ・ 組織機構に関する事。 ・ 公印の管理に関する事。 ・ 文書の収受、配布及び発送に関する事。 ・ 文書印刷等関連機器の管理に関する事。 ・ 情報公開及び個人情報保護に関する事。 ・ 職員の定数及び配置に関する事。 ・ 職員の任用及び採用に関する事。 ・ 職員の進退、賞罰、服務、身分及び勤務条件に関する事。 ・ 職員の給与及び旅費に関する事。 ・ 退職手当に関する事。 ・ 職員の公務災害補償に関する事。 ・ 他の行政委員会との連絡に関する事。 ・ 職員の福利厚生及び安全衛生に関する事。 ・ 部、課の庶務に関する事。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧問弁護士に関する事。 ・ 審査請求及び訴訟に関する事。 ・ 本庁と支所間の文書連絡に関する事。 ・ 職員の人事評価に関する事。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政評価に関する事。

業 務 分 類 表

部局名	総務部	想定出勤者数	10人
所属名	財政課	所属職員数	18人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算編成に関すること。 （感染症対策に係る予算編成作業） ・ 庁舎及び付属施設等の管理に関すること。 （庁舎の閉鎖・消毒、職員の感染防止対策）
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政分析、統計及び公表に関すること。 ・ 予算の配置及び執行管理に関すること。 ・ 市債及び一時借入金に関すること。 ・ 地方交付税に関すること。 ・ 市有財産の保険及び災害共済に関すること。 ・ 庁用物品の購入及び管理に関すること。 ・ 集中管理車の管理に関すること。 ・ 当直に関すること。 ・ 公用車の運転に関すること。 ・ 課の庶務に関すること。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政報告書の編集及び発行に関すること。 ・ 公共用地取得等審議会に関すること。 ・ 財産台帳の整備及び保管に関すること。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ その他財政に関すること。 ・ 用地取得総合調整に関すること。 ・ 用地取得に係る調査研究に関すること。 ・ 財産の取得、管理及び処分に関すること。 ・ 開拓道水路、認定外道路及び国有農地を除く国有財産の管理に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	総務部	想定出勤者数	5人
所属名	契約検査課	所属職員数	9人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・課の庶務に関すること。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事、業務委託、物品購入等の契約に関すること。 ・業者選考及び入札に関すること。 ・建設工事の設計審査及び検査に関すること。 ・工事設計の基準化、歩掛り及び単価の総合調整に関すること。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・入札・契約に関する調査研究及び総合調整に関すること。 ・入札参加業者の登録及び管理に関すること。 ・入札参加登録者の育成指導に関すること。 ・公共工事の建設副産物対策に関すること。 ・職員の技術専門研修に関すること。 ・建設工事に関する登録業者の技術指導に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	総務部	想定出勤者数	16人
所属名	課税課	所属職員数	27人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・専用公印の管理に関する事。 ・各種税(保険料)証明に関する事。 ・課の庶務に関する事。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税の減免に関する事。 ・個人市県民税及び法人市民税の減免に関する事。 ・国民健康保険税、介護保険料の軽減及び減免に関する事。 ・固定資産税・都市計画税の減免に関する事。 ・軽自動車税の調査賦課に関する事。 ・市県民税の申告等に関する事。 ・国民健康保険税、介護保険料の調査賦課に関する事。 ・市たばこ税の調査賦課に関する事。 ・個人市県民税普通徴収の調査賦課に関する事。 ・入湯税の調査賦課に関する事。 ・個人市県民税特別徴収の調査賦課に関する事。 ・法人市民税の調査賦課に関する事。 ・後期高齢者保険料決定通知書、納入通知書の発送に関する事。 ・課税台帳及び地番図等の閲覧に関する事。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税、入湯税の過誤納金に関する事。 ・税制の調査及び企画に関する事。 ・税務調査統計に関する事。 ・個人市県民税及び法人市民税の過誤納金に関する事。 ・国民健康保険税、介護保険料の過誤納金に関する事。

業 務 分 類 表

部局名	総務部
所属名	固定資産税課

想定出勤者数	9人
所属職員数	15人

- ※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。
- ※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

<p>【A】強化・拡充業務</p>
<p>【B】継続業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税台帳及び地番図等の閲覧に関すること。 ・相続税法（昭和25年法律第73号）第58条第2項に関すること。 ・国有財産等所在市町村交付金及び納付金に関すること。 ・固定資産税、都市計画税の過誤納金に関すること。 ・課の庶務に関すること。
<p>【C】縮小業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地に係る固定資産税、都市計画税の調査賦課に関すること。 ・土地の評価に関すること。 ・固定資産税、都市計画税の減免に関すること。 ・家屋に係る固定資産税、都市計画税の調査賦課に関すること。 ・家屋の評価に関すること。 ・償却資産に係る固定資産税の調査賦課に関すること。
<p>【D】休止・中断業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別土地保有税の調査賦課に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	総務部	想定出勤者数	10人
所属名	収税課	所属職員数	18人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・課の庶務に関すること。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の納税相談及び徴収に関すること。 ・市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の収納に関すること。 ・市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の督促及び催告に関すること。 ・市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の口座振替に関すること。 ・納税貯蓄組合に関すること。 ・市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の過誤納金に関すること。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納処分に関すること。 ・市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の執行停止及び欠損処分に関すること。 ・市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の徴収嘱託及び受託に関すること。 ・市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の収入及び滞納状況の統計に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	総務部
所属名	危機管理課

想定出勤者数	3人
所属職員数	7人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災会議、災害対策本部及び災害警戒本部に関すること。 ・ 消防に関すること。 ・ 危機対策の総合調整に関すること。 ・ 災害対策の総合調整に関すること。 ・ 国民保護協議会、国民保護対策本部等に関すること。 ・ 課の庶務に関すること。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織に関すること。 ・ 消防団に関すること。 ・ 放射能対策の総合調整に関すること。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土強靱化計画に関すること。 ・ 地域防災計画に関すること。 ・ 水防計画に関すること。 ・ 国民保護計画に関すること。 ・ 防災訓練に関すること。 ・ 緊急事態発生時の業務継続計画に関すること。 ・ その他危機対策に関すること。 ・ 放射能除染に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	総務部	想定出勤者数	3人
所属名	西那須野支所	所属職員数	7人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。
 ※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・公印の管理に関する事。 ・文書の收受、配布及び発送に関する事。 ・管内の自治振興に関する事。 ・管内の行政文書配布に関する事。 ・管内の消防及び防災に関する事。 ・支所庁舎及び付属施設等の管理に関する事。 ・支所内の物品の調達及び出納保管に関する事。 ・支所の集中管理車の管理に関する事。 ・支所の当直に関する事。 ・本庁、支所内間の文書及び連絡調整に関する事。 ・現金(現金に代え納付される証券及び基金に属する現金を含む。)の出納及び保管に関する事。 ・農業委員会会長の印の管理に関する事。 ・支所の庶務に関する事。 ・総務部、市民生活部（市民課を除く）、環境戦略部、産業観光部及び建設部の事務のうち別に定めるもの <ul style="list-style-type: none"> 1. 自動車の臨時運行許可事務 5. 公共交通に関する事務 8. 特殊詐欺撃退機器貸与申請受付 9. 墓地に関する申請受付相談 18. 専用水道、簡易専用水道、小規模水道に関する届出 26. 道路関係相談受付
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・農地台帳に関する各種証明発行事務に関する事。 ・農業者年金の現況届受付事務に関する事。 ・総務部、市民生活部（市民課を除く）、環境戦略部、産業観光部及び建設部の事務のうち別に定めるもの

ち別に定めるもの

- 2. 交通指導員に関する事務
- 6. 防犯灯設置費等補助金申請受付
- 7. 空き地、立木等の適正管理指導事務
- 10. 犬の登録変更及びペットの管理指導
- 11. 公害苦情相談受付
- 12. 衛生害虫に関する苦情相談受付
- 13. 放射線量測定器の貸出
- 14～17. 鳥獣の捕獲及び被害防止対策
- 20. ごみの減量化・資源化及び再生利用対策事務
- 21. ごみの不法投棄及び野外焼却行為の監視指導事務
- 25. 空き家等の適正管理指導事務

【D】 休止・中断業務

- ・ 行政文書の整理保存に関すること。
- ・ 管内の普通財産の管理に関すること。
- ・ 総務部、市民生活部（市民課を除く）、環境戦略部、産業観光部及び建設部の事務のうち別に定めるもの
 - 3. 交通安全教育及び普及啓発に関する事務
 - 4. 運転免許証自主返納者支援事業に関する事務
 - 19. 那須塩原エコポイント制度特典の交付
 - 22. 農業用施設の維持管理業務
 - 23. 緑の募金
 - 24. 観光団体に関する事務

業 務 分 類 表

部局名	総務部	想定出勤者数	4人
所属名	塩原支所	所属職員数	6人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。
 ※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・公印の管理に関する事。 ・文書の收受、配布及び発送に関する事。 ・管内の消防及び防災に関する事。 ・支所庁舎及び附属施設等の管理に関する事。 ・支所の物品の調達及び出納保管に関する事。 ・支所の集中管理車の管理に関する事。 ・本庁、支所間の文書及び連絡調整に関する事。 ・現金（現金に代え納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管に関する事。 ・那須塩原市事務の委任に関する規程別表（4）に定めるもののうち、 <ul style="list-style-type: none"> 1. 各種税（保険料）証明の発行業務 3. 原動機付自転車等登録業務 7. 狩猟税に関する証明対応 14. 固定資産税課所管の証明書発行 16. 近傍価格の回答・追記 26. 自動車の臨時運行許可事務 30. 公共交通に関する事務 34. 墓地に関する申請受付相談 43. 塩原さくら温泉公園墓地の管理 ・農地台帳に関する閲覧及び各種証明発行事務に関する事。 ・農業委員会会長の印の管理に関する事。 ・支所の庶務に関する事。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・管内の自治振興に関する事。 ・管内の行政文書配布に関する事。 ・支所の当直に関する事。

- ・ 那須塩原市事務の委任に関する規程別表（４）に定めるもののうち、
 2. 各種税納税通知書問合せ対応業務
 4. 入湯税申告書受付業務
 5. 軽自動車税減免受付業務
 6. 住民税申告受付業務
 8. 市県民税に関する各種届出受付
 9. 市県民税減免受付業務
 10. 国民健康保険税の試算
 11. 国民健康保険税減免受付業務
 12. 国民健康保険税等納付額確認書発行
 13. 固定資産税に関する各種届出受付
 15. 固定資産税納税通知書問合せ対応業務
 17. 課税台帳閲覧・地番図等発行
 18. 固定資産税減免受付
 19. 償却資産申告書受付
 20. 市税等納付書の再発行
 21. 簡易な納税相談
 22. 滞納処分に関する通知発送時の窓口対応
 23. 督促状及び催告書の引抜対象者抽出業務
 24. 市税等の口座振替依頼書の受付
 25. 市税等の口座振替の差し止め
 27. 交通指導員に関する事務
 31. 防犯灯設置費等補助金申請受付
 32. 空き地、立木等の適正管理指導事務
 33. 特殊詐欺撃退機器貸与申請受付
 35. 犬の登録変更及びペットの管理指導
 36. 公害苦情相談受付
 37. 衛生害虫に関する苦情相談受付
 38. 放射線量測定器の貸出
 - 39～41. 鳥獣の捕獲及び被害防止対策
 45. ごみの減量化・資源化及び再生利用対策事務
 46. ごみの不法投棄及び野外焼却行為の監視指導事務
 52. 空き家等の適正管理指導事務
 53. 道路関係相談受付
- ・ 農業者年金の現況届受付事務に関すること。

【D】 休止・中断業務

- ・ 行政文書の整理保存に関すること。
- ・ 管内の普通財産の管理に関すること。
- ・ 那須塩原市事務の委任に関する規程別表（４）に定めるもののうち、
 28. 交通安全教育及び普及啓発に関する事務
 29. 運転免許証自主返納者支援事業に関する事務
 42. 専用水道、簡易専用水道、小規模水道に関する届出
 44. 那須塩原エコポイント制度特典の交付
 47. 八郎ヶ原放牧場の管理
 48. 農業用施設の維持管理業務

- 49. 緑の募金
- 50. 保安林事務
- 51. 林道の維持管理業務

業 務 分 類 表

部局名	市民生活部	想定出勤者数	7人
所属名	市民協働推進課	所属職員数	12人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会長連絡協議会の育成、支援又は連絡調整に関すること。 ・コミュニティ連絡協議会の育成、支援又は連絡調整に関すること。 （感染症への対応に関する周知及び問合せ対応）
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・課の庶務に関すること。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・行政文書配布に関すること。 ・国際交流に関すること。 ・コミュニティに関すること。 ・人権擁護に関すること。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働施策の推進に関すること。 ・協働のまちづくりを推進する団体の育成、支援又は連絡調整に関すること。 ・自治振興に関すること。 ・地縁団体に関すること。 ・自治公民館に関すること。 ・NPO法人に関すること。 ・ダイバーシティの推進に関すること。 ・男女共同参画施策の企画及び調整に関すること。 ・男女共同参画を推進する団体及び女性指導者の育成、支援又は連絡調整に関すること。 ・結婚支援に関すること。

- ・結婚サポートセンターに関すること。
- ・市民活動センターの管理運営に関すること。
- ・国際交流を推進する団体の育成、支援又は連絡調整に関すること。
- ・友好都市に関すること。
- ・都市連携の調整に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	市民生活部	想定出勤者数	5人
所属名	交通防犯課	所属職員数	8人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通に関すること。 ・課の庶務に関すること。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・市営駐車場及び市営自転車駐車場の管理運営に関すること。 ・自動車臨時運行許可に関すること。 ・消費生活に係る情報収集及び提供に関すること。 ・消費生活センターに関すること。 ・防犯対策の推進に関すること。 ・消費生活センターの管理運営に関すること。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教育及び普及啓発に関すること。 ・違法駐車防止に関すること。 ・自転車放置防止に関すること。 ・交通指導員に関すること。 ・交通安全対策協議会に関すること。 ・交通安全を推進する団体の育成、支援又は連絡調整に関すること。 ・消費者の保護及び消費者啓発に関すること。 ・消費生活リーダーの養成及び消費者団体の育成、支援又は連絡調整に関すること。 ・家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）に関すること。 ・消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に関すること。 ・電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に関すること。

- ・薬物乱用防止に関すること。
- ・犯罪被害者等の支援に関すること。
- ・空き地、立木等の適正管理指導に関すること。
- ・消費生活相談に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	市民生活部	想定出勤者数	10人
所属名	市民課	所属職員数	17人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

<p>【A】強化・拡充業務</p>
<p>【B】継続業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民情報システムに関すること。 ・住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。 ・マイナンバーカードの申請及び交付並びに普及促進に関すること。 ・住民基本台帳記録、調査、通知及び管理に関すること。 ・住民異動届の受付並びに転出証明書の作成及び交付に関すること。 ・印鑑登録申請の受付及び印鑑登録原票の管理に関すること。 ・外国人の在留管理に関すること。 ・住民票の写し、印鑑証明書その他諸証明書の作成及び交付に関すること。 ・専用公印の管理に関すること。 ・事務手数料の収納に関すること。 ・DV・ストーカー対応（住民記録）に関すること。 ・旅券事務に関すること。 ・戸籍、附票及び身分事項に関する証明に関すること。 ・戸籍届書の審査及び受理並びに戸籍の管理に関すること。 ・戸籍情報システムに関すること。 ・埋火葬及び火葬場の使用許可に関すること。 ・課の庶務に関すること。
<p>【C】縮小業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居番号の設定、変更及び廃止並びに住居表示台帳の管理に関すること。 ・小学校、中学校又は義務教育学校の転入学届の受付事務に関すること。 ・人口動態調査に関すること。
<p>【D】休止・中断業務</p>

- ・自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること。
- ・後見登記関係（印鑑登録）に関すること。
- ・除籍及び改製原戸籍の管理に関すること。
- ・戸籍の附票の整備及び管理に関すること。
- ・既決犯罪人名簿に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	市民生活部	想定出勤者数	5人
所属名	市民課西那須野庁舎担当	所属職員数	9人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。
 ※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・住民情報システムに関すること。 ・住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。 ・マイナンバーカードの申請及び交付並びに普及促進に関すること。 ・住民基本台帳記録、調査、通知及び管理に関すること。 ・住民異動届の受付並びに転出証明書の作成及び交付に関すること。 ・印鑑登録申請の受付及び印鑑登録原票の管理に関すること。 ・外国人の在留管理に関すること。 ・住民票の写し、印鑑証明書その他諸証明書の作成及び交付に関すること。 ・専用公印の管理に関すること。 ・事務手数料の収納に関すること。 ・DV・ストーカー対応（住民記録）に関すること。 ・戸籍、附票及び身分事項に関する証明に関すること。 ・戸籍届書の審査及び受理並びに戸籍の管理に関すること。 ・戸籍情報システムに関すること。 ・埋火葬及び火葬場の使用許可に関すること。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・住居番号の設定、変更及び廃止並びに住居表示台帳の管理に関すること。 ・小学校、中学校又は義務教育学校の転入学届の受付事務に関すること （トワイライトサービスのみ）。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること。 ・除籍及び改製原戸籍の管理に関すること。 ・戸籍の附票の整備及び管理に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	市民生活部	想定出勤者数	1人
所属名	市民課塩原庁舎担当	所属職員数	3人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・住民情報システムに関すること。 ・住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。 ・マイナンバーカードの申請及び交付に関すること。 ・住民基本台帳の記録、調査、通知及び管理に関すること。 ・住民異動届の受付並びに転出証明書の作成及び交付に関すること。 ・印鑑登録申請の受付及び印鑑登録原票の管理に関すること。 ・外国人の在留管理に関すること。 ・住民票の写し、印鑑証明書その他諸証明書の作成及び交付に関すること。 ・専用公印の管理に関すること。 ・事務手数料の収納に関すること。 ・DV及びストーカー対応（住民記録）に関すること。 ・戸籍、附票及び身分事項に関する証明に関すること。 ・戸籍届書の審査及び受理並びに戸籍の管理に関すること。 ・戸籍情報システムに関すること。 ・埋火葬及び火葬場の使用許可に関すること。 ・保健福祉部及び子ども未来部の事務のうち別に定めるもので継続すべき業務。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校又は義務教育学校の転入学届の受付事務に関すること。 ・塩原庁舎における児童扶養手当の受給申請に関すること。 ・保健福祉部及び子ども未来部の事務のうち別に定めるもので縮小すべき業務。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること。

- ・除籍及び改製原戸籍の管理に関すること。
- ・戸籍の附票の整備及び管理に関すること。
- ・保健福祉部及び子ども未来部の事務のうち別に定めるもので休止・中断すべき業務。

業 務 分 類 表

部局名	市民生活部	想定出勤者数	2人
所属名	市民課箒根出張所	所属職員数	4人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・公印の管理に関する事。 ・文書の收受及び配布に関する事。 ・塩原支所管内の消防及び防災に関する事。 ・庁舎の管理に関する事。 ・現金（現金に代え納付される証券及び基金に属する現金を含む）の出納及び保管に関する事。 ・戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する事。 ・マイナンバーカードの申請及び交付に関する事。 ・諸証明に関する事。 ・外国人の在留管理に関する事。 ・農業委員会会長の印の管理に関する事。 ・出張所の庶務に関する事。 ・総務部、市民生活部（市民課を除く）、環境戦略部、保健福祉部及び子ども未来部の事務のうち別に定めるもので継続すべき業務
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・箒根出張所における児童扶養手当の受給申請に関する事。 ・小学校、中学校又は義務教育学校の転入学届の受付事務に関する事。 ・農地台帳に関する閲覧及び各種証明発行事務に関する事。 ・農業者年金の現況届受付事務に関する事。 ・総務部、市民生活部（市民課を除く）、環境戦略部、保健福祉部及び子ども未来部の事務のうち別に定めるもので縮小すべき業務
【D】休止・中断業務

業 務 分 類 表

部局名	環境戦略部	想定出勤者数	9人
所属名	ネイチャーポジティブ課	所属職員数	15人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。
 ※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・改葬許可に関する事。 ・市有墓地の管理に関する事。 ・黒磯那須共同火葬場組合に関する事。 ・大田原市火葬場運営委員会に関する事。 ・部、課の庶務に関する事。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価に関する事。 ・鳥獣に関する事。 ・公害対策に関する事。 ・公共用水域及び地下水の水質調査に関する事。 ・墓地、火葬場等の経営許可に関する事。 ・衛生害獣及び衛生害虫の駆除相談等に関する事。 ・狂犬病予防及び動物の愛護に関する事。 ・専用水道、簡易専用水道及び小規模水道に関する事。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・環境施策の総合調整に関する事。 ・環境基本計画に関する事。 ・環境審議会に関する事。 ・環境学習及び普及啓発に関する事。 ・自然公園に関する事。 ・生物多様性の保全及び回復に関する事。

- ・希少野生動植物の保護及び保全に関すること。
- ・外来生物の防除に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	環境戦略部	想定出勤者数	6人
所属名	カーボンニュートラル課	所属職員数	10人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。
 ※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備等の設置及び運用に関すること。 ・課の庶務に関すること。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・地域新電力会社に関すること。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動適応に関すること。 ・地球温暖化対策に関すること。 ・再生可能エネルギーに関すること。 ・脱炭素社会の構築に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	環境戦略部	想定出勤者数	8人
所属名	サーキュラーエコノミー課	所属職員数	13人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理計画に関すること。 ・ 那須塩原クリーンセンターの管理運営に関すること。 ・ 搬入ごみの受付及び手数料の徴収に関すること。 ・ 一般廃棄物収集業務に関すること。 ・ 生活排水処理及びし尿処理対策に関すること。 ・ 最終処分場に関すること。 ・ 課の庶務に関すること。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理業の許可及び指導監査に関すること。 ・ 土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関すること。 ・ ごみの不法投棄監視指導に関すること。 ・ 野外焼却行為の監視指導に関すること。 ・ ごみステーションの設置及び管理の指導に関すること。 ・ 指定ごみ袋に関すること。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物対策に関すること。 ・ 廃棄物減量等推進審議会に関すること。 ・ ごみ減量化、資源化及び再生利用対策に関すること。 ・ ごみ処理適正化の普及啓発に関すること。 ・ 旧清掃センターに関すること。

業 務 分 類 表

部局名	保健福祉部	想定出勤者数	12人
所属名	社会福祉課	所属職員数	21人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員及び児童委員に関すること。 ・ 災害救助及び法外援護に関すること。 ・ 避難行動要支援者に関すること。 ・ 障害者の援護に関すること。 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく支援に関すること。 ・ 地域活動支援センター利用判定委員会に関すること。 ・ 地域福祉の共生社会の総合調整に関すること。 ・ 部、課の庶務に関すること。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉団体の育成、支援又は連絡調整に関すること。 ・ 戦没者戦傷病者及び引揚者に関すること。 ・ 社会福祉法人の認可等に関すること。 ・ 障害福祉に係る社会福祉法人の認可等に関すること。 ・ 福祉施策の総合的な企画及び調整に関すること。 ・ 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく支援の総合調整に関すること。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設の整備及び管理に関すること。 ・ その他社会福祉に関すること。 ・ 障害者団体の育成、支援又は連絡調整に関すること。 ・ 障害者に係る地域福祉の共生社会に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	保健福祉部
所属名	生活福祉課

想定出勤者数	9人
所属職員数	16人

- ※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。
- ※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく支援に関すること。 ・生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護に関すること。 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の促進に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付に関すること。 ・行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）及び行旅人の法外援護に関すること。 ・墓地埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第9条に基づく死体の火葬及びその取扱いに関すること。 ・その他生活保護に関すること。 ・部、課の庶務に関すること。
【C】縮小業務
【D】休止・中断業務

--

業 務 分 類 表

部局名	保健福祉部	想定出勤者数	15人
所属名	高齢福祉課	所属職員数	25人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者の資格管理に関する事。 ・要介護認定及び要支援認定に関する事。 ・介護保険の給付に関する事。 ・老人福祉法に基づく措置に関する事。 ・地域包括支援センターに関する事。 ・高齢者虐待防止に関する事。 ・課の庶務に関する事。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援事業に関する事。 ・高齢者福祉施設の整備及び管理運営に関する事。 ・高齢者福祉施設に係る社会福祉法人の認可等に関する事。 ・指定地域密着型サービス事業者の指定、指導及び監査に関する事。 ・その他介護保険に関する事。 ・介護認定調査に関する事。 ・介護保険認定審査会に関する事。 ・地域包括ケアシステムに関する事。 ・認知症高齢者に関する事。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉団体の育成、支援又は連絡調整に関する事。

- ・高齢者の生きがい対策に関する事。
- ・敬老事業に関する事。
- ・民生委員及び児童委員に関する事。
- ・シルバー人材センターに関する事。
- ・その他高齢者福祉に関する事。
- ・高齢者福祉計画に関する事。
- ・介護保険の企画、統計、普及及び運営に関する事。
- ・介護保険事業計画に関する事。
- ・介護保険運営協議会に関する事。
- ・介護サービス基盤整備に関する事。
- ・介護サービス相談員に関する事。
- ・介護サービス費用の適正化に関する事。
- ・介護予防事業に関する事。
- ・在宅医療及び介護の連携の体制整備に関する事。
- ・高齢者に係る地域福祉の共生社会に関する事。

業 務 分 類 表

部局名	保健福祉部	想定出勤者数	10人
所属名	国保年金課	所属職員数	17人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者の資格得喪に関すること。 ・認定証、受給者証に関すること。 ・国民健康保険の資格確認書（特別療養費）等の交付に関すること。 ・国民年金の被保険者の資格の届出の受理に関すること。 ・国民年金保険料の免除申請の受理に関すること。 ・国民年金の給付申請の受理に関すること。 ・第三者行為に関すること。 ・課の庶務に関すること。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の給付に関すること。 ・療養費、給付費等に関すること。 ・後期高齢者医療制度に関すること。 ・後期高齢者医療特別会計に関すること。 ・その他国民年金に関すること。 ・交付金、拠出金に関すること。 ・国民健康保険特別会計に関すること。 ・その他国民健康保険に関すること。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の企画、普及及び運営に関すること。 ・国民健康保険運営協議会に関すること。 ・国民健康保険医療費適正化に関すること。 ・国民健康保険の保健事業に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	保健福祉部
所属名	健康増進課

想定出勤者数	9人
所属職員数	16人

- ※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。
- ※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

<p>【A】強化・拡充業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防に関すること。
<p>【B】継続業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療に関すること。 ・休日等急患診療に関すること。 ・予防接種に関すること。 ・訪問指導に関すること。 ・課の庶務に関すること。
<p>【C】縮小業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療関係団体に関すること。 ・献血の推進に関すること。 ・保健センター及び健康長寿センターの施設使用及び管理に関すること。 ・がん検診その他の健康診査に関すること。 ・特定健診及び特定保健指導に関すること。 ・後期高齢者健診及び保健指導に関すること。
<p>【D】休止・中断業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生統計に関すること。 ・その他保健予防に関すること。 ・健康増進計画に関すること。 ・健康づくりの推進に関すること。 ・健康教育及び健康相談に関すること。 ・栄養及び食生活の改善に関すること。 ・その他の保健指導に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	子ども未来部	想定出勤者数	8人
所属名	子育て支援課	所属職員数	16人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て情報に関すること。 ・部、課の庶務に関すること。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業に関すること。 ・ファミリーサポートセンターに関すること。 ・いじめ問題再調査委員会に関すること。 ・児童手当、児童扶養手当及び遺児手当に関すること。 ・ひとり親家庭医療費助成に関すること。 ・こども医療費助成に関すること。 ・妊産婦医療費助成に関すること。 ・重度心身障害者医療費助成に関すること。 ・子育て応援券に関すること。 ・保育の利用に関すること（給付係本庁舎担当）。 ・特別保育事業に関すること（給付係本庁舎担当）。 ・利用者負担額に関すること（給付係本庁舎担当）。 ・その他児童福祉に関すること。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業に関すること。 ・放課後児童クラブの施設に関すること。 ・こども施策の総合企画及び調整に関すること。 ・子ども・子育て未来プランに関すること。

- ・子ども・子育て会議に関する事。
- ・児童福祉及び母子福祉に係る社会福祉法人の認可等に関する事。
- ・こどもの権利に関する事。
- ・こどもの貧困対策に関する事。

業 務 分 類 表

部局名	子ども未来部	想定出勤者数	19人
所属名	子育て相談課	所属職員数	33人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待防止に関すること。 ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。 ・ 助産施設及び母子生活支援施設に関すること。 ・ 養育医療に関すること。 ・ 不妊治療費助成に関すること。 ・ 母子健康手帳の交付に関すること。 ・ 課の庶務に関すること。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育ての相談、情報の提供、助言等に関すること。 ・ 家庭児童相談室に関すること。 ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。 ・ その他母子及び父子の自立支援に関すること。 ・ 児童の発達支援に関すること。 ・ 発達支援システムに関すること。 ・ 母子保健の向上及び保健指導に関すること。 ・ 妊婦及び乳幼児の健康診査及び相談に関すること。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てサロンに関すること。 ・ 子育てサポートステーションに関すること。 ・ 里親及び里子に関すること。 ・ 民生委員及び児童委員に関すること。 ・ 児童に係る地域福祉の共生社会に関すること。

- ・訪問指導に関すること。
- ・思春期保健に関すること
- ・その他保健指導に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	子ども未来部	想定出勤者数	10人
所属名	保育課	所属職員数	17人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の利用に関する事。
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園に関する事。 ・ 保育園の給食に関する事。 ・ 民間教育・保育施設及び地域型保育事業の支援に関する事。 ・ 特別保育事業の支援に関する事。 ・ 認可外保育施設の支援に関する事。 ・ 課の庶務に関する事。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育施設の総合的な企画及び調整に関する事。 ・ 保育の専門的指導及び研修に関する事。 ・ 教育・保育施設及び地域型保育事業の施設型給付等に関する事。 ・ 利用者負担額等に関する事。 ・ 子育てのための施設等利用給付に関する事。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園整備計画に関する事。 ・ 教育・保育施設、地域型保育事業等の整備に関する事。 ・ 地域型保育事業の認可等に関する事。 ・ 地域型保育事業及び認可外保育施設の指導監督に関する事。 ・ 教育・保育施設及び地域型保育事業の確認に関する事。 ・ 特定子ども・子育て支援施設等の確認に関する事。 ・ 子育てのための施設等の利用申請の受付及び認定に関する事。

業 務 分 類 表

部局名	子ども未来部
所属名	保育園

想定出勤者数	54人
所属職員数	90人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園の管理運営に関すること。 ・ 保育の提供に関すること。
【B】継続業務
【C】縮小業務
【D】休止・中断業務

業 務 分 類 表

部局名	産業観光部	想定出勤者数	12人
所属名	農務畜産課	所属職員数	20人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業関係団体との連絡調整に関すること。
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物、農業用施設等の被害対策に関すること。 ・ 農業委員会委員候補者選考委員会に関すること。 ・ 家畜等の感染症拡大防止に関すること。 ・ 鳥インフルエンザ、豚熱の対応に関すること。 ・ 部・課の庶務に関すること。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農政の総合調整に関すること。 ・ 農業振興地域整備計画に関すること。 ・ 水田農業推進対策に関すること。 ・ 中山間地域の活性化に関すること。 ・ 環境保全型農業の推進に関すること。 ・ 野生鳥獣被害に関すること。 ・ 農業公社との連絡調整及び監督指導に関すること。 ・ 農業委員会との連絡調整に関すること。 ・ 担い手の育成確保に関すること。 ・ 農業経営基盤強化に関すること。 ・ 農産物の生産振興に関すること。 ・ 新規就農者の育成確保に関すること。 ・ 農業制度金融に関すること。 ・ 畜産振興に関すること。 ・ 土地改良事業計画及び事業推進に関すること。 ・ 農道の整備及び管理に関すること。 ・ 農業災害復旧に関すること。 ・ 林道の整備及び管理に関すること。 ・ 森林の治山治水に関すること。

- ・林地開発に関すること。
- ・保安林に関すること。
- ・森林の伐採届に関すること。

【D】 休止・中断業務

- ・地域農政及び振興計画に関すること。
- ・都市農村交流に関すること。
- ・病虫害防除に関すること。
- ・地産地消の推進に関すること。
- ・農観商工の連携に関すること。
- ・農畜産物の付加価値向上に関すること。
- ・その他農業の振興に関すること。
- ・農業士・農業指導士の育成確保に関すること。
- ・女性農業者の育成確保に関すること。
- ・農業法人及び農業生産者組織の育成指導に関すること。
- ・耕作放棄地対策に関すること。
- ・その他担い手の支援に関すること。
- ・農業用水利に関すること。
- ・農村集落の環境整備に関すること。
- ・土地改良区の育成指導に関すること。
- ・農業土木工事の管理及び指導に関すること。
- ・その他農業基盤整備に関すること。
- ・田園空間博物館に関すること。
- ・農地機能の維持及び向上を推進する団体の育成、支援又は連絡調整に関すること。
- ・林業の振興に関すること。
- ・林業の種苗に関すること。
- ・高林地区市有林の管理に関すること。
- ・林業生産者組織及び団体の育成指導に関すること。
- ・森林の保全に関すること。
- ・特用林産物の振興に関すること。
- ・山村振興特別対策に関すること。
- ・中山間地域の基盤整備に関すること。
- ・その他林業に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	産業観光部	想定出勤者数	1人
所属名	農務畜産課 堆肥センター	所属職員数	2人

- ※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。
- ※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥センターの運営に関する事。 ・搬入畜産ふん尿等の受付及び処理手数料の徴収に関する事。 ・堆肥の販売及び販売金の徴収に関する事。 ・堆肥センターの維持管理に関する事。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥の運搬及び運搬手数料の徴収に関する事。

業 務 分 類 表

部局名	産業観光部	想定出勤者数	5人
所属名	商工振興課	所属職員数	9人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
・制度融資に関すること。
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・計量に関すること。 ・大規模小売店舗に関すること。 ・工場立地法に関すること。 ・砂利採取計画の認可等に関すること。 ・砂利採取の監視及び指導に関すること。 ・煙火の消費に関すること。 ・ガス事業に関すること。 ・雇用の推進に関すること。 ・課の庶務に関すること。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・商工業の振興に関すること。 ・商業団体の育成指導に関すること。 ・黒磯那須公設地方卸売市場事務組合との総合調整に関すること。 ・商店街の活性化に関すること。 ・中心市街地の活性化に関すること。 ・工業団体の育成指導に関すること。 ・工業団地施設の維持管理に関すること。 ・起業及び新分野への進出企業の支援に関すること。 ・産業団地の整備及び分譲に関すること。 ・企業及び工場の誘致及び定着に関すること。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・その他、商工及び労働に関すること。 ・まちなか交流センターに関すること。

業 務 分 類 表

部局名	産業観光部	想定出勤者数	8人
所属名	ツーリズム推進課	所属職員数	14人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設の整備及び維持管理運営に関すること。 ・自然公園等施設の整備及び維持管理に関すること。 ・市営温泉事業及び上、中塩原温泉管理事業に関すること。 ・課の庶務に関すること。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・観光の振興に関すること。 ・観光に関する団体の育成、支援又は連絡調整に関すること。 ・温泉の保護対策に関すること。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・観光資源の調査及び保護に関すること。 ・観光宣伝及び催物に関すること。 ・観光物産の振興に関すること。 ・温泉街再生計画の推進に関すること。 ・塩原温泉ビジターセンターに関すること。 ・その他観光に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	産業観光部
所属名	ツーリズム推進課 観光振興センター

想定出勤者数	1人
所属職員数	1人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
【C】縮小業務
・観光の振興に関すること。
【D】休止・中断業務
・観光振興センターの維持管理に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	産業観光部	想定出勤者数	1人
所属名	ツーリズム推進課 板室健康のゆグリーングリーン	所属職員数	1人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
【C】縮小業務
【D】休止・中断業務
・板室健康のゆグリーングリーンの維持管理に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	産業観光部
所属名	ツーリズム推進課 板室自然遊学センター

想定出勤者数	1人
所属職員数	1人

- ※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。
 ※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
【C】縮小業務
【D】休止・中断業務
・板室自然遊学センターの維持管理に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	産業観光部
所属名	ツーリズム推進課 塩原温泉家族旅行村

想定出勤者数	1人
所属職員数	1人

- ※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。
- ※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
【C】縮小業務
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・塩原温泉家族旅行村の管理運営に関すること。 ・塩原温泉家族旅行村の事業に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	建設部	想定出勤者数	12人
所属名	都市計画課	所属職員数	21人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・被災宅地の危険度判定に関すること。 ・市営住宅に関すること。 ・部、課の庶務に関すること。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画施設等の区域内における建築許可に関すること。 ・都市計画区域内証明に関すること。 ・空き家等の適正管理指導に関すること。 ・開発行為等の規制に関すること。 ・宅地造成等の規制に関すること。 ・優良宅地認定に関すること。 ・駐車場法に関すること。 ・市有建築物の営繕設計、施工監理及び監督に関すること。 ・市有建築物の定期点検に関すること。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画の決定に関すること。 ・都市計画審議会に関すること。 ・土地区画整理事業に関すること。

- ・都市景観に関する事。
- ・景観審議会に関する事。
- ・屋外広告物法に関する事。
- ・国土利用計画法に関する事。
- ・都市計画の総合調整に関する事。
- ・土地取引及び地価に関する事。
- ・公有地拡大の推進に関する法律に関する事。
- ・分譲宅地に関する事。
- ・流通業務地区に関する事。
- ・拠点整備促進区域に関する事。
- ・防災街区に関する事。
- ・被災市街地復興推進地域に関する事。
- ・市街地再開発促進区域における建築許可に関する事。
- ・都市計画事業等における国及び県事業との調整に関する事。
- ・国道又は県道の整備促進に係る他団体との連携に関する事。
- ・その他都市計画に関する事。
- ・住宅政策の総合調整に関する事。
- ・空き家等対策の総合調整に関する事。
- ・空き家等の有効活用に関する事。
- ・空き家対策審議会に関する事。
- ・その他空き家等に関する事。
- ・その他市有建築物に関する事。

業 務 分 類 表

部局名	建設部	想定出勤者数	6人
所属名	都市建設課	所属職員数	11人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・課の庶務に関すること。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・道路建設用地等の取得に関すること（他課に属さないもの）。 ・道路建設用地等の物件補償に関すること（他課に属さないもの）。 ・道路建設用地等の登記事務に関すること（他課に属さないもの）。 ・道路、橋りょう等の設計及び施工に関すること。 ・道路、橋りょう等の修繕に関すること。 ・道路建設改良工事等の管理及び指導に関すること。 ・受託土木工事の管理及び指導に関すること。 ・都市計画道路の新設及び改築に関すること。 ・駅前広場の整備に関すること。 ・公園及び緑地の整備に関すること。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備計画に関すること。 ・その他の土木工事に関すること。 ・中心市街地の整備に関すること。 ・その他都市整備に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	建設部	想定出勤者数	17人
所属名	保全管理課	所属職員数	29人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、橋梁(りょう)等の災害復旧に関する事。 ・ 河川等の災害復旧に関する事。 ・ 道路の除雪に関する事。 ・ 課の庶務に関する事。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道の駅に関する事。 ・ 道路橋梁(りょう)台帳の整理及び保管に関する事。 ・ 道路等に関する公共財産の管理に関する事。 ・ 法定外公共物財産（他課に属さないもの）の管理に関する事。 ・ 道路占用の許可及び廃止に関する事。 ・ 市道及び市管理道路等の境界確認に関する事。 ・ 特殊車両の管理運行に関する事。 ・ 道路損害賠償事務に関する事。 ・ 道路、橋梁(りょう)等の設計及び施工に関する事。 ・ 道路、橋梁(りょう)等の維持管理及び修繕に関する事。 ・ 私道整備対策に関する事。 ・ 交通安全設備の維持管理に関する事。 ・ 道路付属施設の維持管理に関する事。 ・ 維持管理用資材の購入及び管理に関する事。 ・ 道路法（昭和27年法律第180号）第24条に基づく道路工事施行承認に関する事。 ・ 特定車両の通行に係る指導等に関する事。 ・ 河川等の維持管理に関する事。 ・ 駅前広場の維持管理に関する事。 ・ 駅前広場の維持管理に係る協力団体の育成、支援又は連絡調整に関する事。

- ・公園及び緑地の維持管理に関すること。
- ・地籍調査の計画に関すること。
- ・地籍調査の管理に関すること。

【D】 休止・中断業務

- ・道路関係団体に関すること。
- ・道路愛護活動の普及及び推進に関すること。
- ・道路愛護団体の育成、支援又は連絡調整に関すること。
- ・私道整備対策に関すること。
- ・雨水排水対策に関すること。
- ・河川等の計画設計及び施工に関すること。
- ・河川関係団体に関すること。
- ・河川愛護活動の普及及び推進に関すること。
- ・河川愛護団体の育成、支援又は連絡調整に関すること。
- ・その他の土木工事に関すること。
- ・その他河川に関すること。
- ・地籍調査の実施に関すること。
- ・都市緑化の推進に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	建設部	想定出勤者数	6人
所属名	建築指導課	所属職員数	10人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務

【B】継続業務

- ・ 建築基準法に基づく審査及び検査に関すること。
- ・ 震災建築物の応急危険度判定に関すること。
- ・ 課の庶務に関すること。

【C】縮小業務

- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく許可、認定、指定及び認可に関すること。
- ・ 建築基準法に基づく道路に関すること。
- ・ 建築基準法に基づく違反建築物の是正指導に関すること。
- ・ 建築監視業務に関すること。
- ・ 建築基準法に基づく定期報告に関すること。
- ・ 栃木県建築基準条例（昭和57年栃木県条例第2号）に基づく認定に関すること。
- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく耐震改修の促進に関すること。
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等の実施に関すること。
- ・ 建築動態統計調査に関すること。
- ・ 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に基づく受託業務の審査及び検査に関すること。
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく認定等に関すること。
- ・ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく認定等に関すること。
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく認定等に関すること。

- ・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく適合性判定、届出、認定等に関する事。
- ・栃木県ひとにやさしいまちづくり条例（平成11年栃木県条例第25号）に基づく届出等に関する事。

【D】 休止・中断業務

- ・建築基準法に基づく公聴に関する事。
- ・建築審査会に関する事。

業 務 分 類 表

部局名	会計課	想定出勤者数	5人
所属名	会計課	所属職員数	8人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。
 ※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現金の出納及び保管に関する事。 ・ 有価証券の出納保管に関する事。 ・ 公印の管理に関する事。 ・ 現金及び財産の記録管理に関する事。 ・ 小切手の振出しに関する事。 ・ 収入印紙等の売りさばきに関する事。 ・ 課の庶務に関する事。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 歳入歳出決算の調整に関する事。 ・ 指定金融機関等の検査及び指導に関する事。 ・ 収入印紙等購入基金に関する事。 ・ 支払証ひょうの審査及び支払い事務に関する事。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 歳入関係書類の整理及び保管に関する事。 ・ 歳出関係書類の整理及び保管に関する事。 ・ 物品の出納及び保管に関する事。

業 務 分 類 表

部局名	議会事務局	想定出勤者数	4人
所属名	議事課	所属職員数	8人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
・委員会及び協議会（【那須塩原市議会災害対策本部】）
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・公印の管理 ・議決及び決定事項の処理 ・議員の出欠 ・その他議事調査 ・事務局の庶務
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・予算及び経理 ・議員共済及び互助 ・本会議 ・委員会及び協議会 ・議案の取扱い ・議場の整理及び傍聴 ・会議録 ・請願及び陳情 ・議案の調査 ・各種の調査及び統計
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・条例、規則その他諸規程の制定及び改廃 ・文書の收受、発送及び保存 ・所属職員の人事 ・儀式、交際及び接遇 ・図書、資料等の整理保存 ・議員の福利厚生 ・他の係に属さない事項 ・公聴会 ・議会図書の管理

業 務 分 類 表

部局名	選挙・監査事務局	想定出勤者数	3人
所属名	選挙・監査事務局	所属職員数	5人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の会議 ・公印の管理 ・選挙人の資格調査 ・選挙人名簿の調製 ・検察審査員候補者予定者名簿の調製 ・直接請求に関すること。 ・異議の申立て、訴訟に関すること。 ・裁判員候補者予定者名簿の調製 <p style="margin-top: 10px;">【監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公印の管理 ・監査請求
【C】縮小業務
<p>【選挙】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局の庶務 ・各種選挙の執行管理 ・最高裁判所裁判官国民審査に関すること。 <p style="margin-top: 10px;">【監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局の庶務 ・一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る出納検査及び決算審査
【D】休止・中断業務

【選挙】

- ・ 投票区の設定及び改廃
- ・ 選挙の常時啓発及び宣伝

【監査】

- ・ 定例、随時その他の監査
- ・ 監査、検査及び審査の年間実施計画の調整

業 務 分 類 表

部局名	農業委員会事務局	想定出勤者数	4人
所属名	農業委員会事務局	所属職員数	7人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。
 ※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ア 農地法（昭和27年法律第229号）その他の法令により農業委員会の権限に属する農地又は採草放牧地の利用関係の調整に関する事。 ・イ 土地改良法（昭和24年法律第195号）その他の法令により、農業委員会の権限に属する農地等の交換分合及びこれに付随する事項に関する事。 ・ア及びイに掲げるもののほか、法令により農業委員会の権限に属する事項に関する事。 ・委員会の会議に関する事。 ・農地等の相続税、贈与税の納税猶予制度に関する事。 ・農地台帳に関する閲覧及び各種証明に関する事。 ・農地利用最適化推進委員の委嘱に関する事。 ・公印の管理に関する事。 ・市長の権限に属する事務の補助執行に関する事（農地係に属するものを除く。）。
【C】縮小業務
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保に関する事。 ・農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関する事。 ・国有農地に関する事。 ・その他農地に関する事。 ・市長の権限に属する事務の補助執行に関する事（農政係に属するものを除く。）。

- ・農業経営の合理化及び農業簿記の普及に関する事。
- ・農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査及び研究に関する事。
- ・農業に関する事項に係る意見の公表並びに他の行政庁への建議及び答申に関する事。
- ・農業及び農民に関する情報提供に関する事。
- ・農作業標準賃金に関する事。
- ・担い手並びに新規就農の育成及び相談に関する事。
- ・農地台帳の整備及び保管に関する事。
- ・農業委員会の規則等の制定、改廃並びに法規等の整理保管に関する事。
- ・農業委員の研修に関する事。

業 務 分 類 表

部局名	上下水道部	想定出勤者数	10人
所属名	管理課	所属職員数	17人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理に関すること。 ・応急給水に関すること。
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・企業職員の人事に関すること。 ・出納その他会計事務に関すること。 ・水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の調定、収納及び徴収に関すること。 ・量水器に関すること。 ・加入金に関すること。 ・漏水の受付に関すること。 ・部、課の庶務に関すること。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道事業の総合調整に関すること。 ・予算に関すること。 ・公印の管理に関すること。 ・決算に関すること。 ・下水道事業受益者負担金に関すること。 ・農業集落排水事業受益者分担金に関すること。 ・給水装置に関すること。 ・排水設備に関すること。 ・浄化槽に関すること。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道事業基本計画に関すること。 ・上下水道事業の認可に関すること。 ・上下水道事業審議会に関すること。 ・水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改定に関すること。

- ・統計調査に関すること。
- ・下水道関係団体に関すること。
- ・流域下水道に関すること。
- ・起債事務に関すること。
- ・一般会計補助金申請に関すること。
- ・一般会計繰出金申請に関すること。
- ・資産の管理に関すること。
- ・出納取扱金融機関等に関すること。
- ・消費税に関すること。
- ・指定給水装置工事事業者に関すること。
- ・特定事業場の除外施設の維持管理に関すること。
- ・水洗化普及に関すること。
- ・排水設備指定工事店に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	上下水道部	想定出勤者数	10人
所属名	整備課	所属職員数	18人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設及び水源施設の維持管理に関すること。 ・ 水質管理及び検査に関すること。 ・ 北那須水道用水供給事業に関すること。 ・ 取水、浄水及び配水記録の整理及び報告に関すること。 ・ 終末処理場の維持管理に関すること。 ・ ポンプ施設の維持管理に関すること。 ・ 上下水道管路の維持管理に関すること。 ・ 農業集落排水管路の維持管理に関すること。 ・ 課の庶務に関すること。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水施設の維持管理に関すること。 ・ 汚水柵設置に関すること。 ・ 下水道の区域外流入に関すること。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上下水道管路に係る事業用地の管理に関すること。 ・ 上下水道管路の台帳整備に関すること。 ・ 資材管理に関すること。 ・ 漏水防止の調査及び計画に関すること。 ・ 上下水道管路の新設、改良及び更新の計画に関すること。 ・ 上下水道管路の整備に関すること。

- ・消火栓設置に関すること。
- ・その他上下水道管路の建設に関すること。
- ・水道施設の整備に関すること。
- ・水利権確保に関すること。
- ・水道施設に係る事業用地の管理に関すること。
- ・終末処理場の整備に関すること。
- ・下水道処理施設に係る事業用地の管理に関すること。
- ・ストックマネジメント計画の策定に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	教育部	想定出勤者数	10人
所属名	教育総務課	所属職員数	15人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の衛生管理に関すること。
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・奨学資金に関すること。 ・ゆめみらい応援給付金に関すること。 ・県教育委員会その他の教育委員会との連絡調整に関すること。 ・幼児教育に関すること。 ・スクールバスに関すること（感染症予防・まん延防止対策を除く）。 ・共同調理場及び学校との間の連絡調整に関すること。 ・学校給食施設に関すること。 ・単独調理場に関すること。 ・学校施設の計画、整備及び維持管理に関すること。 ・学校等、児童サポートセンター（附属施設を含む。）、市立公民館、田舎ランド鳴内、那須野が原博物館（附属施設を含む。）、市立保育園及び市立放課後児童クラブの施設及び設備の包括管理委託に関すること。 ・他の課及び係に属しない事項。 ・課の庶務に関すること。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の会議に関すること。 ・教育長の秘書に関すること。 ・公印の管理に関すること。 ・校長及び教頭の会議及び研修に関すること。 ・学校用務員に関すること。 ・学校等の施設台帳に関すること。
【D】休止・中断業務

- ・事務局並びに教育機関及び施設の組織に関する事。
- ・事務局職員の定数管理に関する事。
- ・事務局並びに教育機関及び施設の職員の任免、給与、職務及び身分に関する事。
- ・教育行政の総合的企画及び調整に関する事。
- ・教育財産の管理の統括に関する事。
- ・教育委員会規則の制定及び改廃に関する事。
- ・振興計画（基本構想、基本計画及び実施計画）の調整及び進行管理に関する事。
- ・教育の調査及び統計に関する事。
- ・通学区域の制定及び変更に関する事。
- ・小中学校適正配置基本計画の推進に関する事。
- ・学校施設の設置及び廃止に関する事。
- ・学校の組織編制に関する事。
- ・学校管理備品に関する事。
- ・学校の教材及び図書等に関する事。
- ・学校給食の運営方針に関する事。
- ・学校給食共同調理場運営審議会に関する事。
- ・学校給食における食育に関する事。
- ・その他学校給食に関する事。

業 務 分 類 表

部局名	教育部	想定出勤者数	1人 (栄養教職員1人)
所属名	教育総務課 給食共同調理場 (黒磯・共英・西那須野)	所属職員数 (各施設の 平均職員数)	1人 (栄養教職員1人)

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
<ul style="list-style-type: none"> ・共同調理場の衛生管理に関すること。
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食用施設の管理に関すること。 ・学校給食の献立の作成に関すること。 ・学校給食に要する食品材料の発注及び検収に関すること。 ・学校給食の調理、配送及び食器の回収・洗浄・消毒・保管に関すること。 ・受配校との連絡調整に関すること。
【C】縮小業務
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食における食育の指導に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	教育部	想定出勤者数	15人
所属名	学校教育課	所属職員数	26人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。
 ※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全に関する事。 ・学校の教職員、生徒及び児童の保健衛生に関する事。
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の就学及び就学援助に関する事。 ・学校教育の指導助言に関する事。 ・学校におけるICT環境の整備に関する事。 ・課の庶務に関する事。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・教科用図書等の採択に関する事。 ・教育相談に関する事。 ・教育支援委員会に関する事。 ・教育計画及び教育課程に関する事。 ・学校教職員の内申及び適正配置に関する事。 ・外国語指導助手に関する事。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・通学援助に関する事。 ・その他教育振興に関する事。 ・教職員の研修に関する事。 ・学校評議員に関する事。 ・英語教育課程に関する事。 ・英語教育の推進に関する事。 ・中学生海外交流事業に関する事。 ・幼・保・小の連携に関する事。

業 務 分 類 表

部局名	教育部	想定出勤者数	2人
所属名	学校教育課 児童生徒サポートセンター	所属職員数	4人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
<ul style="list-style-type: none"> ・施設、附属施設の設備及び物品の維持管理に関すること。 （感染症予防・まん延防止対策）
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・学校その他の関係機関との連絡調整に関すること。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談員及びカウンセラーに関すること。 ・教育指導員及び寮父母に関すること。 ・附属施設の支援活動に関すること。 ・相談業務及び附属施設利用の統計に関すること。 ・施設、附属施設の設備及び物品の維持管理に関すること。 （感染症予防・まん延防止対策を除く。）
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・附属施設の利用許可に関すること。 ・その他附属施設に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	教育部	想定出勤者数	12人
所属名	生涯学習課	所属職員数	20人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
<ul style="list-style-type: none"> ・文化会館等の管理に関すること（感染症予防・まん延防止対策）。
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育機関に関すること。 ・文化会館等の管理に関すること（感染症予防・まん延防止対策を除く。）。 ・青少年センターに関すること（条例③青少年に関する指導、助言及び相談に関すること）。 ・埋蔵文化財に関すること。 ・課の庶務に関すること。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・文化振興公社に関すること。 ・社会教育指導員に関すること。 ・社会教育職員の研修に関すること。 ・生涯学習の情報提供に関すること。 ・芸術文化の情報提供に関すること。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育委員に関すること。 ・社会教育施設の整備に関すること。 ・生涯学習の総合企画調整に関すること。 ・生涯学習ボランティアの育成と活用に関すること。 ・その他生涯学習の振興に関すること。 ・社会教育の企画調整に関すること。 ・家庭教育に関すること。 ・社会教育における人権教育に関すること。 ・社会教育関係団体の育成・支援又は連絡調整に関すること。

- ・社会教育に関わる学校施設の開放に関する事。
- ・その他社会教育に関する事。
- ・芸術文化の振興事業に関する事。
- ・芸術文化団体の育成支援に関する事。
- ・郷土芸能関係団体の育成に関する事。
- ・その他文化振興に関する事。
- ・文化財保護審議会に関する事。
- ・文化財の保護、管理及び活用に関する事。
- ・文化財の調査、指定に関する事。
- ・市史編さんに関する事。
- ・郷土資料の収集、調査及び研究に関する事。
- ・その他文化財に関する事。
- ・青少年センターに関する事（条例①青少年の教育及び育成に関する事）。
- ・青少年センターに関する事（条例②青少年健全育成会議に関する事）。
- ・青少年センターに関する事（条例④その他前各号に掲げるもののほか目的達成に必要な事）。
- ・青少年健全育成に関する総合企画調整に関する事。
- ・青少年リーダーの育成及び青少年団体の活動支援に関する事。
- ・青少年に関する調査に関する事。
- ・20歳の集いに関する事。
- ・その他青少年に関する事。

業 務 分 類 表

部局名	教育部	想定出勤者数	1人
所属名	生涯学習課 公民館・田舎ランド鳴内	所属職員数 (各施設の 平均職員数)	2人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。
 ※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
・施設の管理、運営に関すること（感染症予防・まん延防止対策）。
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理、運営に関すること（感染症予防・まん延防止対策を除く。）。 ・市立公民館の連絡調整に関すること（黒磯公民館に限る）。 ・コミュニティ活動の推進に関すること。 ・公印の管理に関すること。
【C】縮小業務
【D】休止・中断業務
<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種学級講座の開催に関すること。 ・検討会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催に関すること。 <p>【公民館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館運営審議会に関すること。 ・社会教育団体及び地域団体の育成及び連絡提携に関すること。 ・自治公民館に関すること。 ・図書館資料の貸出、返却等に関すること。 ・体育、レクリエーション等の開催に関すること。 ・住民の集会その他公共的利用のための施設の提供に関すること。 ・統計及び広報に関すること。 ・各種学級講座の開催に関すること。 ・検討会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催に関すること。

【田舎ランド鳴内】

- ・田舎ランド鳴内管理運営協力委員に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	教育部	想定出勤者数	2人
所属名	生涯学習課 那須野が原博物館	所属職員数	4人

- ※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。
- ※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
<ul style="list-style-type: none"> ・博物館の維持管理に関すること（感染症予防・まん延防止対策）。
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・博物館の維持管理に関すること。 （感染症予防・まん延防止対策を除く。）。 ・付属施設の維持管理に関すること。 ・博物館資料の収集、保管、調査研究、展示及び利用に関すること（保管のみ）。 ・公印の管理に関すること。 ・田園空間博物館及び駐車場の維持管理に関すること。
【C】縮小業務
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・博物館資料の収集、保管、調査研究、展示及び利用に関すること（保管以外）。 ・講演会、研修会、講座等の開催に関すること。 ・博物館資料に関する案内書、解説書、目録、年報、報告書等の刊行に関すること。 ・入館者の受付及び案内に関すること。 ・博物館協議会に関すること。 ・その他学芸、普及管理に関すること。

業 務 分 類 表

部局名	教育部	想定出勤者数	5人
所属名	スポーツ振興課	所属職員数	9人

※ 所属職員数は正職員・再任用職員の人数とする。

※ 想定出勤者数は所属職員数の6割程度（1人以上）とする。

【A】強化・拡充業務
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の設置、管理及び運営に関すること（感染症予防・まん延防止対策）。
【B】継続業務
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の設置、管理及び運営に関すること（感染症予防・まん延防止対策及び設置に関するものを除く。）。 ・課の庶務に関すること。
【C】縮小業務
<ul style="list-style-type: none"> ・地方スポーツ推進計画に関すること。 ・スポーツ推進審議会に関すること。 ・社会体育振興の企画及び連絡調整に関すること。 ・体育協会その他のスポーツ団体の育成に関すること。 ・塩原B&G海洋センターに関すること。 ・体育施設整備計画及び予算に関すること。 ・体育施設の維持修繕に関すること。 ・その他社会体育施設に関すること。
【D】休止・中断業務
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進委員の会議及び研修に関すること。 ・社会体育指導者の育成に関すること。 ・社会体育に関わる事業の開催及び援助に関すること。 ・学校開放に関すること。 ・社会体育職員の研修に関すること。 ・その他社会体育に関すること。 ・スポーツ施設の設置、管理及び運営に関すること（設置に関すること）。